

### 第 9 3 号議案

足立区軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

#### 足立区軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例

足立区軽費老人ホーム条例（昭和 5 4 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「区長」を「第 1 7 条第 1 項の規定により老人ホームの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 7 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項中「規則で」を「区長の承認を得て指定管理者が」に、「の使用料を」を「を利用料金として指定管理者に」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「利用料金」に、「規則で」を「、指定管理者が」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える

2 指定管理者は、前項に掲げるもののほか、老人ホームの使用に係る費用で使用者に負担させることが適当であるもののうち、区長が承認した額を利用料金として徴収することができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「区長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 項中「区長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第 9 条を次のように改める。

## 第9条 削除

第11条及び第12条中「区長」を「指定管理者」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第4号及び第5号中「区長」を「指定管理者」に改める。

第14条中「区長」を「指定管理者」に、「職員をして居室を調査させ」を「居室を調査し」に改める。

第15条を削る。

第16条を第22条とし、第14条の次に次の7条を加える。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、老人ホームを退去しようとするときは、退去時までその居室を原状に回復しなければならない。第13条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、施設の使用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

( 指定管理者による管理 )

第 17 条 老人ホームの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

( 指定管理者の指定 )

第 18 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により老人ホームの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

( 福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問 )

第 19 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 17 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

( 指定管理者の業務の範囲 )

第 20 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

( 1 ) 第 3 条に規定する事業

( 2 ) 施設の維持管理に関する業務

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が老人ホームの管理運営に必要と認める業務

( 管理の基準 )

第 21 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わな

ければならない。

- 2 指定管理者及び老人ホームの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、老人ホームを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、老人ホームの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付則第 3 項を削る。

#### 付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条を削り、第 16 条を第 22 条とし、第 14 条の次に 7 条を加える改正規定（第 17 条から第 19 条までに係る部分に限る。）及び付則第 3 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

軽費老人ホームの管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。